

仲裁法等の改正に関する論点の補充的な検討（2）

1 対象となる和解合意の範囲に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その対象となる和解合意の範囲に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

甲案

(1) 適用範囲

ア この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用するものとする。ただし、和解合意の成立の時において、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

- ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。
- ② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
- ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
- ④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。

イ 前記ア①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時において、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

(2) 一定の紛争の適用除外

この法律は、次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意については適用しないものとする。

- ① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間の契約に関する民事上の紛争
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争

乙1案

(1) 適用範囲

この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用するものとする。

(2) 一定の紛争の適用除外

甲案と同じ。

乙2案

(1) 適用範囲

甲案の(1)に、次の規定を加える。

ウ この法律は、前記アの規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用するものとする。

(2) 一定の紛争の適用除外

甲案と同じ。

（説明）

1 提案の概要

本文1は、執行力を付与する対象となる和解合意について、国際的な性質を有する和解合意のみを適用対象とする規律（甲案）、国際的な性質を有するものに限定せず、広く国内の事案も適用対象とする規律（乙1案）及び国際的な性質を有しない和解合意については、我が国におけるADR法上の認証紛争解決手続により成立した和解合意に限り適用対象とする規律（乙2案）を提案するものである。

なお、対象となる紛争の範囲については、いずれの案においても、消費者紛争、個別労働関係紛争及び家事紛争に関する和解合意については適用対象から除外するとの規律を提案するものである。

2 「国際性」の規律の内容

第3回会議において、「国際性」の定義について、シンガポール条約第1条第1項に倣った規律を前提とすると、外国企業を親会社に持つ日本企業同士が和解合意をした場合や、外国に営業所を有する日本企業が当該外国に営業所を有する外国企業との間で生じた紛争につき当該外国を義務履行地とする和解合意をした場合などが適用対象から除外されるおそれがあるため、適用範囲が狭いのではないかとの指摘がされた。そこで、本文1(1)アでは、甲案、乙2案とともに、「国際性」の定義について、シンガポール条約第1条第1項の規律のほか、外弁法第2条第11号の2の規律（注）を参考にした規律を提案するものである。

ただし、本文1(1)ア③の規律を前提とすると、同一国内に主たる営業所を有する当該国の企業間で生じた紛争であったとしても、当該国が外国であり、執行国が日本である場合には適用対象となるにもかかわらず、日本国内に主たる営業所を有する日本企業間で生じた紛争については適用対象から除外されることとなり、そのような規律が適當といえるかについては、なお検討の余地があると考えられる。

(注) 外弁法第2条第11号の2は、「国際調停事件」について、民事に関する調停事件

（民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）のうち、①当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）又は②当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるものをいうと定義している。

3 執行力を付与することの必要性

(1) 我が国の現行法上、執行力を付与する代替手段として、執行証書（民事執行法第22条第5号）、即決和解（民事訴訟法第275条）等を利用する方法があるところ、「国際性」を有する和解合意が締結されるような事案について、これらの代替手段を要求するのは現実的ではなく、また、このような事案については、和解合意の内容が任意に履行されなかつた場合に改めて提訴することの負担も大きいと考えられることから、「国際性」を有する和解合意に対して執行力を付与する必要性が高いとの指摘がある。また、近時、シンガポール条約が発効するなど、世界的に国際調停の有用性への関心が高まっているところ、我が国においても国際調停を活性化させ

る観点から、シンガポール条約と整合的な国内法制を整備するとの政策判断をする必要性が高まっているとの指摘もある。

- (2) これに対し、調停による和解合意に基づく強制執行の必要性が現実化するのは、債務者において和解合意に基づく義務が履行されなかつた場面であるところ、そのような場面において前記代替手段を利用することは困難であるし、和解合意が成立した時点で前記代替手段を利用しなければならぬとすれば、実際に執行力が必要になるか否かの見通しが明らかでない段階で、時間的・金銭的な負担をかけて別個の手続を行うことを余儀なくされることになるから、前記代替手段にアクセスしやすいからといって、「国際性」を有しない和解合意に執行力を付与する必要性が低いということはできないとの指摘がある。また、執行力の存在により、長期の分割払いを内容とする和解合意をしやすくなるなど紛争解決の選択肢を広げることが可能となることや任意の履行を促進することなどの効果を期待することができることから、調停による和解合意を有用な紛争解決手段として機能させるため、執行力を付与する必要性は高いとの指摘もある。また、ADR法制定時より、ADRの活性化の観点から執行力を求める声があり、近時その声が更に高まっている状況等も踏まえると、我が国において定着しつつある認証紛争解決手続の枠組みにおいて執行力を付与するとの政策判断をすることもあり得るとの指摘もある。
- (3) なお、家事紛争に関しては、とりわけ、扶養義務等の履行が確保されることが子の利益の観点から重要な課題であるとの指摘がされており、民事執行法上も扶養義務等に係る金銭債権について様々な特例が設けられている（同法第151条の2、第152条第3項、第167条の15、第167条の16及び第206条第1項）。このような観点から、一部の家事紛争については、執行力を付与する必要性が高い場面も想定されるため、適用対象から除外すべきでないと考え方もあり得る。

4 執行力を付与することの許容性

- (1) 国際商事の分野において調停が実施される場面では、多くの場合、一定額以上の商取引に関する紛争について、当事者双方に法曹有資格者等の専門家が手続代理人として選任され、そのような当事者が選任した専門家調停人が調停手続を主宰しているとの実情を踏まえると、当事者が慎重かつ十分な検討を重ねた上で和解合意に至る蓋然性が高く、執行力を付与することにより懸念される弊害（注1）が類型的に小さいとの指摘がある。

一方、国際商事以外の分野においては、様々な類型の紛争が想定されるところ、調停手続の簡易性、利便性から、紛争の目的の価額が小さいものも少なくないと考えられること、調停の実情も調停機関や調停人によって大きく異なり、当事者間の相対交渉による和解契約と区別することが難しいものも含まれ得ることから、一律に執行力を付与することの弊害が大きいとの指摘や、仮に、ADR法上の認証紛争

解決手続により成立した和解合意に適用範囲を限定したとしても、前記弊害は必ずしも排除されるものではないとの指摘がある。

- (2) これに対し、紛争解決の在り方に関する当事者の意思の尊重という観点から和解合意に執行力を付与することを正当化するのであれば、「国際性」の有無によって和解合意の執行力の有無に差異を設ける合理的根拠はないとの指摘や、調停人の関与により当事者が慎重かつ十分な検討を重ねて和解合意に至る蓋然性が高まることは「国際性」の有無によって左右されるものではなく、仮に差異があるとしても、執行力を付与するための要件や手続を適切に設けることができれば、懸念される弊害を排除し得るとの指摘がある。すなわち、「国際性」を有しない和解合意であっても、類型的に当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定される消費者紛争や個別労働関係紛争（注2）のほか、感情的な対立等を背景とするものが少なくなく、個別の事案によっては、当事者間の力の不均衡等が生じている状態で和解合意がされるおそれのある家事紛争（注3）を適用範囲から除外した上、類型的に和解合意の真正性に疑義が生じる事由を執行拒否事由として規定し、裁判所の関与する執行決定手続において当該事由があることが立証された場合等に執行を拒否することができるとの枠組みを設けることにより、これまで指摘されてきた弊害を排除し得るのであるから、そのような和解合意には執行力を付与することも許容されるとの考え方がある。
- (3) もっとも、第3回会議では、「国際性」を有しない和解合意は、その前提となる紛争の性質や当事者の特性等に様々なものが想定されることから、「国際性」を有する和解合意と同様の枠組みで執行力を付与することについては慎重な検討が必要であり、調停人の資格に一定の制限を設けるなどの規律とすることも考えられるとの指摘がされた。この点について、ADR法は、認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を受けるための基準として、専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること（同法第6条第1号）、当該紛争の範囲に対応して、個々の手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること（同条第2号）、手続実施者が弁護士でない場合において、手続の実施に当たり法令の適用解釈に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること（同条第5号）などを定めている。また、ADR法は、認証紛争解決事業者につき、暴力団員等を業務に従事させること等を禁止している（同法第15条）。このようなADR法上の規律を踏まえると、認証紛争解決手続については、調停人の適格性が一定程度担保されていると考え得る。また、認証紛争解決事業者には、手続実施契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、手続の実施に係る所定の事項を説明する義務（同法第14条）や手続実施記録の作成及び保存義務（同法第16条）が課されていることなどを踏まえると、認証紛争解決手続においては、手続の公正かつ適正な実施が一定程度担保

されているとも考え得る。

以上を踏まえ、「国際性」を有しない和解合意については、認証紛争解決手続により成立した和解合意に限り執行力を付与する対象として、懸念される弊害を除去できるとの考え方があり得る。

(注1) ここでいう「弊害」とは、和解合意の成立が当事者の真意かつ終局的意思に基づくものではなく、当該和解合意の内容に実体的、手続的正当性が認められないにもかかわらず、強制執行がされるおそれがあること（調停手続を悪用して債務名義が作成されることを含む。）を想定している。

(注2) 第3回会議においては、消費者紛争や個別労働関係紛争について、消費者や労働者が債権者として事業者に対して義務の履行を求める内容の和解合意にのみ片面的に執行力を付与するとの規律を設けることもあり得るとの意見もあった。

(注3) 家事紛争は、身分関係を形成又は変更し、その結果が当事者以外の第三者に効力を有するものであるという点において、公益性、後見性を有する紛争類型であるといえることから、当事者間の合意を根拠に一律に執行力を付与することを許容してよいかも問題となり得る。

5 小括

以上を踏まえ、執行力を付与する対象となる和解合意の範囲について、どのように考えるか（注1）（注2）。

(注1) 部会資料4－1（暫定保全措置の承認及び執行に関する規律）において、執行決定の申立てに係る事件の管轄及び外国語資料の訳文添付に関する規律について提案しているところ、調停による和解合意の適用範囲に関し、いずれの案を採用するにしても、前記提案と同様の規律を設けることの要否について別途検討する必要がある。

(注2) 仮に乙1案又は乙2案を採用することとした場合には、執行拒否事由に関する規律について、「国際性」の有無によって差異を設けるべきか否かについても検討する必要があるとも考えられる。

2 和解合意に基づく民事執行の合意に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、当該和解合意に基づく民事執行の合意に関し、次のような規律を設けることとしては、どうか。

【和解合意に基づく民事執行の合意】

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用するものとする。

(説明)

1 提案の概要

本文2は、執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な意思にからしめるべきとの観点から、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り執行力を付与するとの規律を設けることを提案するものである。

2 提案の理由

(1) シンガポール条約は、締約国は「和解合意の当事者が本条約の適用に合意した限りにおいて、本条約を適用すること」を宣言することができるとのオプトイン留保の規定を設けている（同条約第8条第1項(b)）。第3回会議においては、この規定によると、シンガポール条約は、当事者のオプトインの合意の時期及びその態様につき何ら制限を設けていないにもかかわらず、我が国の国内法において、当事者の意思表示の方法を、和解合意に強制執行に服する旨の陳述を記載する方法に限定してしまうことには慎重な検討が必要であるとの指摘がされた。

そこで、本文2は、当事者による意思表示の時期及びその態様を和解合意における執行受諾文言の記載に限定せず、当事者が和解合意に基づく民事執行に合意していると認められる場合に執行力を付与するとの規律を提案するものである（注1）。

(2) もっとも、本文2の規律は、文言上、和解合意に基づく民事執行の合意が調停人の面前でされることまでを要求するものではない。この点に関し、調停人が関与することにより和解合意の正当性が担保されるとの考え方を前提とすると、当該和解合意に基づいて民事執行をできる旨の合意という重要な意思表示の場面に調停人の関与がなくてもよいかは問題となり得る（注2）。

しかしながら、シンガポール条約のオプトイン留保の規定は、前記のとおり、文言上、調停人の面前でオプトインの合意がされることを要求する規律とはなっていないことから、同規定との整合性を図るため、本文2においてもそのような制限を設けない規律を提案するものである。

(3) なお、本文2の規律は、和解合意に基づく民事執行の合意の方式を定めるものではないから、和解合意そのものとは異なり書面性は要求されないことになるが、執行決定の申立てをするときに、当事者全員により署名された和解合意等を提出することが必要とされることとの関係で、書面性の要否等について別途検討する必要があるとも考えられる。

（注1） 第3回会議では、シンガポール条約におけるオプトインの合意と執行受諾の意思表示とは完全に一致するものではないとの認識の下、当事者間にシンガポール条約の適用に関する合意があるときに、執行受諾文言の要件を満たすとみなす旨の規律が必要であるとの指摘がされた。規律の内容を本文2のように変更したとしても、この課題はなお残されており、将来的に日本がシンガポール条約を締

結する場合には、そのような規律を設けることを検討すべきであると考えられる。

(注2) 執行証書については、公証人の面前での執行受諾の意思表示が必要とされ（この意思表示は、債務者の公証人に対する単独の訴訟行為であるとされている。），この執行受諾の意思表示こそが、執行証書に執行力を与え得る重要な要素となっているとの指摘がある。ただし、執行証書については、裁判所による執行決定の手続を経ることなく債務名義となる点で、ここで構想する制度とは違いがある。